

## 第 7 回会合「原子力規制の在り方について」から得られた学び

継続的な安全性向上に関する検討チーム 谷川

## 1. 統制のモード

- およそ他者の行動を変容させようとする試み一般を「統制」と呼ぶとすると、政府の行う「規制」（権利制限・義務賦課に係るもの）は、「財政」（金銭に係るもの）や「公表」（情報に係るもの）と並ぶ統制の一つのモードとすることができる。
- 他のモードとの比較により、「規制」の特徴が分かる。規制は、政府による事後規制が、人々の予見能力を通じて事前規制に転化するというメカニズムにより機能を果たす。
- 規制が不明確であるという意味で規制機関に対する信頼を欠いた状態は、この予見を誤らせ、存在しないはずの規制に対する被規制者の過剰な防御反応（萎縮効果）を生む。
- 価値観の宣言に過ぎないような法律も、「公表」モードの統制と見ることができる。そう考えると、規制機関側が、「規制」はしていない（謙抑的である）と思っけていても、何らかのモードの「統制」を行っている（手を広げている）ことになるのではないか。

## 2. 規制の本質

- 規制の目的は相手方の行動変容にあるのだから、規制としてどこまでやれるか（どの水準まで要求すべきか）という議論よりも、相手方がどう受け止めたか（行動を変容させたかどうか）を見る方が本質的である。
- 相手方がどう行動を変容させているか（いないか）についての動的なモニタリングが重要。これは、規制側のパフォーマンスを見るための「モニタリング」であり、（基準を守っているかどうかといった）被規制者側のパフォーマンスの「評価」とは目的を異にするので、両者を混同しないように切り分ける必要がある。

### 3. 規制の在り方への示唆

- 原子力規制の基本形は、ミニマムの基準を明確に示して確実に守らせるという「静的な規制」であろう。その上で、スタティックな手法でミニマムを守らせるものと、より動的な方法を用いる場合の使い分けを考えてもよいのではないか。
- 低頻度であるもののカタストロフィック（高影響）な事象に関する知見は、そうでない知見と比べてハードな規制が要請されるものと考えられる。
- 知見の不確実性が高く、被規制者及び規制機関が知りうる情報が（その時点では）限られている場合、暫定的な対策を講じ、知見の進展に応じて対策を見直していくような動的な手法が適していると考えられる。
- AIのように当事者が予見できないブラックボックスが存在するような場合には、多様性を要求していくことすることで対処するほかはない。
- 静的な規制の要否の判断について費用便益分析を用いるという意見もあるが、異なる価値の比較などに限界がある。仮に用いるとしても、費用便益分析に過度に依拠するのではなく、他の種々の要素と組み合わせるなど、知見の本質を捉え損ねないような仕組みを構築する必要があるため慎重に検討する必要がある。
- 被規制者の行動変容の要因として、「規制の影」（いざとなったら伝家の宝刀を抜くという暗黙の了解）のほかにも、教授会の意思決定についてその理由・背景・経緯等の説明を尽くすことで納得しない者からも一定の理解・尊重を得るようなやり方や、最高裁調査官解説のように間接的に判決の意図を伝えるような形式も参考になろう。
- 本来、検査はルールを順守させるためのハードな規制であるが、行政指導に基づくソフトな手法を組み合わせることで統制している事例もある。
- 被規制者に対して規制機関の意図を正しく伝えるという観点から、知見の取扱いに関してケースカンファレンスの形で意見交換するなどといったコミュニケーションが有効ではないか。
- 許認可制度（基準）、新検査制度や安全性向上評価届出制度などの既存の各手法の関係についても一定程度整理をする必要がある。